

保健カレンダー

乳 児 健 診

月日(曜)	場 所	受付時間
3月16日(木)	保 健 セ ン タ ー	13:00~14:00

※対象者…平成17年11月生まれの人

1 歳 6 カ 月 健 診

月日(曜)	場 所	受付時間
3月23日(木)	保 健 セ ン タ ー	13:00~14:00

※対象者…平成16年8月生まれの人

3 歳 児 健 診

月日(曜)	場 所	受付時間
3月9日(木)	保 健 セ ン タ ー	13:00~14:00

※対象者…平成14年12月生まれの人

生 保 理 者

月日(曜)	場 所	受付時間
3月24日(金)	保 健 セ ン タ ー	13:30~14:00

※対象者…生後3カ月~90カ月未満の人
 ※接種方法…6週間以上の間隔で2回投与
 ※保護者以外の方が連れてこられる場合は、委任状が必要です。

予防接種を受ける前に…

★注意すること

- 「予防接種と子どもの健康」のパンフレットで受ける予定の予防接種についてよく理解しましょう。
- 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、いつもと変わりないか確認しましょう。
- 前回受けた予防接種との間隔はあいているか確認しましょう。
- 母子健康手帳は必ず持って行きましょう。
- 予診票は医師への大切な情報です。責任をもって記入しましょう。



麻しん・風しん予防接種の接種方法の変更に伴う経過措置

麻しん・風しんの単抗原ワクチンによる予防接種を保護者が希望される場合、次の条件をすべて満たせば、公費(無料)で接種できます。

〈麻しん予防接種〉

- ①平成16年4月2日~平成17年4月1日生まれ
- ②風しんの予防接種を受けている。または、風しんにかかったことがある。
- ③麻しんの予防接種を受けておらず、麻しんにかかったことがない。

〈風しん予防接種〉

- ①平成16年4月2日~平成17年4月1日生まれ
- ②麻しんの予防接種を受けている。または、麻しんにかかったことがある。
- ③風しんの予防接種を受けておらず、風しんにかかったことがない。

※市外で接種される場合は、対象となりません。
 ※経過措置は平成18年度に限り実施します。

子どもの健診の問合せ…子育て支援課
 ☎69-2132

日 曜 ・ 休 日 当 番 表

【内 科】

3月12日(日)	安 倍 医 院	67-5112
3月19日(日)	斎藤内科消化器科	62-3356
3月21日(祝)	高田内科医院	62-4311
3月26日(日)	笠岡第一病院	67-0211
4月2日(日)	植 木 内 科	65-0601
4月9日(日)	古藤内科循環器科医院	63-1535

【外 科】

3月12日(日)	西井ウイメンズクリニック	62-3249
3月19日(日)	笠岡第一病院	67-0211
3月21日(祝)	村上脳神経外科内科	69-2345
3月26日(日)	笠岡中央病院	62-5121
4月2日(日)	市 民 病 院	63-2191
4月9日(日)	大嶋整形外科内科医院	65-1110

健康づくり 行事・イベント案内

○3月の出前健康教育

とき…3月6日(月) 14:00~15:00
 受付 13:30~

ところ…大井公民館

テーマ…「認知症ってなあに？」

講師…西井保行(弘済クリニック医師)

※詳しくは地区回覧文をご覧ください。

※講演後には、保健師による健康相談があります。

お気軽にご利用ください。

問合せ…健康福祉課 ☎69-2101

健康づくり一〇メモ

平成18年4月1日から

障害に係る公費負担医療制度が変わります

平成18年4月1日から、障害者自立支援法による自立支援医療制度がスタートし、育成医療、更生医療、精神通院医療をご利用される人について、自己負担などの仕組みが変わります。

自立支援医療制度で自己負担はどう変わるの？

- ①受けられる医療の内容は、これまでと変わりません。現在、育成医療、更生医療、精神通院医療の対象になっている人は、一定以上の所得の人を除いて引き続き、自立支援医療の対象になります。
- ②医療機関窓口での自己負担が原則として医療費の1割となりますが、所得などにより月あたりの自己負担に上限額が設定されます。
- ③入院時の食費の標準負担額については、原則自己負担になります。

手続きはどうすればいいの？

○申請・相談の窓口

育成医療→井笠保健所☎63-5252

更生医療・精神通院医療→福祉事務所☎69-2133

○現在ご利用されている人で、平成18年4月1日以降も有効期間が継続する人は、新制度への切り替え手続きが必要になります。(3月31日までに済ませること)

○手続きには申請書、医師の意見書・診断書、所得の確認のための書類が必要です。

○申請の際には、自立支援医療を受ける医療機関を決めていただく必要があります。

※3月15日頃までに手続きしましょう。